

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 1/2559 号

件名：奨励プロジェクトでの未熟練外国人労働者使用の許可

-----

奨励プロジェクトにおける現場レベルの労働不足問題を軽減させ、かつ未熟練外国人労働者の就労を管理するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条および第 18 条の権限に基づき、2016 年 2 月 29 日における投資委員会の承認により、事務局は以下の通り発布する。

1. 奨励プロジェクトでの未熟練外国人労働者の使用は未熟練外国人労働者の使用に関する関連政府機関の諸法律および規定に従うこと。
2. 投資奨励された者に奨励プロジェクトで合法的な未熟練外国人労働者の使用を 2018 年 12 月 31 日まで緩和する。
3. 2019 年 1 月 1 日以降は、労働省が定めた規定および条件に基づき、労働雇用に関する二国間覚書（MOU）の下の未熟練外国人労働者の使用のみ許可する。
4. 国境 10 県の特別経済開発区および南部国境県の投資奨励措置に基づく地域に立地するプロジェクトは仏暦 2522 年（1979 年）入国管理法に基づき、許可された未熟練外国人労働者を使用することができる。

布告日：仏暦 2559 年（2016 年）4 月 29 日

(ヒランヤー・スチナイ)

投資委員会長官